

第2回自治基本条例推進委員会 会議録

名称	第2回自治基本条例推進委員会（第3期）
開催日時	平成28年3月18日（金） 午後4時00分～午後5時30分
開催場所	阪南市役所 3階全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、加藤委員、築野委員、森下委員、撫井委員、荒木委員、栗秋委員、田中委員、根来委員、米原委員 11人出席 【事務局】 市民協働まちづくり振興課 宍道課長、金田主幹、松尾総括主査、古谷主事
傍聴人数	1人
議題	1. 平成27年度「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」に基づく取り組み状況について 2. 平成27年度自治基本条例推進研修の報告について 3. 平成28年度自治基本条例推進に係る取り組みについて
資料	○ 資料1 平成27年度「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」に基づく取り組み状況について ○ 資料2 平成27年度自治基本条例推進研修まとめ ○ 資料3 平成28年度自治基本条例推進講座について
要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長あいさつ ・ 平成27年度「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」に基づく取り組み状況について資料1に基づき、事務局より説明 ・ 平成27年度自治基本条例推進研修の報告について資料2に基づき、事務局より説明 ・ 平成28年度自治基本条例推進に係る取り組みについて資料3に基づき、事務局より説明
会議	<p>【平成27年度「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」に基づく取り組み状況について】</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>委員 資料1の6ページ「③コーディネーターの育成及び市民がまちづくりについて学ぶ場の提供を行うことについて」なのですが、学べる場の提供というのは、はんなん夢まち大学や、はなていかレッジをしているのはわかるのですが、コーディネーターの育成というところで、直接コーディネーターの育成をめざす講座などは考えてはいらっしゃらないのでしょうか。</p> <p>事務局 コーディネーターについては、市民活動センター夢プラザに1名配置しております。その方の研修は、平成27年度は行っておりませんが、まちづくりの次の担い手としては、はなていかレッジなどを催しておりますので、はなていかレッジなどを受けていただいて、市民活動に参加していただくというようにしております。担い手づくりというところがまだまだ弱いところではあるかと思っておりますので、力を入れていくべきだと考えており、市民活動センターの皆さんと検討しながら進めていければと思っております。</p> <p>委員 講座をしても同じ方ばかりが来られるということが多いので、新規の方に来ていただくと思うとどのようにすれば良いと思えますか。</p> <p>委員長 このような生涯学習または地域活動の学習会の機会を作ってもなかなか新しい方に入っていただきにくい状況があります。幅広い色々な方に関心を持っていただくようにPRしていき、色々な団体の方にお声掛けをして、次の人材を育てたい方呼び込んでいただく、また、一番効果のあるのは、直接のお声掛け（口コミ）だと思いますので、ぜひ本委員会の委員の皆さんにも、このような学習の機会に参加をしていただくというのが、有効だと思います。</p>

委員 事務局への質問になるのですが、平成27年度のパブリックコメントの内容について、世代別などで整理をされていますか。3件の事案についての世代についてお聞かせください。実数からどのような市民がどのような関心を持っておられるのかを把握し、世代についても考えるべきだと思うのです。
最近で言えばこども館は、非常に若い世代の方が関心を持っておられる問題だと思います。人口比率を見ますと、阪南市も高齢化率が高いけれども、そのような世代の意見がどのくらい反映されているのかというのを執行機関としてどう把握されているのかと思いました。

事務局 52件について、世代別は事務局として、今手元にないので、すぐにお答えはできません。確かご意見をいただくときに、年齢を記入する欄が全てあった訳ではないように思います。
委員がおっしゃられているように、世代というところも大切になってくるかと思しますので、パブリックコメントを実施される時に、年齢をきく欄を設けるように、今後働きかけていけるかと思しますので、今日いただいたご意見の方は、平成28年度からパブリックコメントされるにはお伝えさせていただきたいと思えます。

委員 阪南市でも外国の方が増えてきていると思うのですが、外国の方の対応として市で基本のパターンがありましたら教えてください。

事務局 具体的な数字は今持ち合わせておりませんので、また調べさせていただくのですが、外国の方への情報発信としまして、ゴミの収集チラシ等は、市民課の方で用意しているというのは聞いております。

委員 月1回の井戸端会議があると資料に書かれていますが、私は1番最初の井戸端会議に参加しました。その時は、あまり充実した内容ではなかったのですが、今現在はどのような感じですか。

事務局 井戸端会議については、現在は3カ月に1回テーマを設けて、そのテーマに応じてお話しただけの方をお呼びするというのを、昨年度から始めています。テーマ型でここ最近ではスクールサポーターや民生委員の方にお越しいただき、毎月10～15人くらい参加されているというようにお伺いしています。
また、テーマがあれば興味のある時だけでも参加していただける方というのが増えてきているので、市民活動センターに初めて来られたという人もいらっしゃるということをお聞きしています。
今は市民活動センター主催で行っていただいていますので、テーマも市民活動センターで考えていただいて、地域でこのようなことが言われているから、この方をお呼びできて、このことを皆で語り合おうかということを考えていただいていますので、身近な問題が話し合われていると聞いております。

委員 井戸端会議は基本的には何でも話せる場ですので、テーマを決めてしまうことで、話の内容がその話ばかりになってしまうので、良いのか悪いのかを現在検討中なのですが、今のところ3カ月に1回はテーマを決めることで、初めての方も来ていただけるということを狙って行っています。

委員 1つのテーマについて話合うことでなにか事業につながっていく可能性もあると思えます。

【平成27年度自治基本条例推進研修の報告について】

(委員長・副委員長からのコメント)

委員長 職員研修ということで、職員に協働の事業提案について学び、事業提案をしてもらいました。
なかなか協働推進のご担当の方でも、いざなにか具体的な提案をしようということになると、そうそうアイデアが浮かぶ訳でもないですし、現在の仕事の現場で、そのような具体的なテーマを持っている訳でもないのに、大変なところもありましたけど、それぞれが頑張っていて、お手元の資料のような提案が出されるころまでは、とりつけたということになります。副委員長の方から少しコメントいただければと思います。

副委員長 2回研修をさせていただきました。やはり、委員長が指摘されたとおり、協働を推進する担当でも、協働事業を実際考えていく時に、どのような点に留意しなければならないかということころまでは、なかなか具体的に理解していただけていないけれども、それを少しでも考えてもらえるように切り口や視点を学んで帰ってもらえたのではないかと思います。

実際にワークを始めていくと、とても真剣に考えていたと思いますし、発表をきく中で自分が考えていなかった事業についても、他班の発表をきく中で新しい気づきがあったということも見えたかなと思います。

これからこのような研修は1回で終わらせるものではなく、今回研修を受けた方に関しては、研修で学んだことを実際の協働事業にいかしていけるように、仕掛けをつくっていかねばと思いますし、今後は協働の推進委員だけでなく、より多くの職員に協働の進め方・あり方について、学んでもらう機会を継続的にもっていく必要があるかなと思います。自治基本条例推進委員会としても、積極的に後押しができればなと思っています。

(推進委員からの意見、質疑・応答)

委員 研修のまとめを見ますと、職員とこのようにありたいという方向性を協働で示されていると思うので、ぜひさきほど先生も言われたように、これを次の形にしてほしいなと思います。特に、高齢で自分でお買い物にいけない、地域にもいけないという方が非常に増えてくると思うので、その辺を一緒に阪南市民として、地域で生活し、つないでいてほしいなと思います。

委員長 買い物支援事業は、全国でも、問題になっているところがあり、地域によっては取り組みが進んでいるところもあります。多くのところで、地域と行政が手を携えて進めておられるものですので、本市でもおおいに協働事業として考えていただければと思います。

これに限らず高齢社会が進んでいく中で、地域の福祉を強化していかなければならない場面であり、どうも行政だけで何かをするというのはそろそろ大変な状況になっています。暮らしやすくするために、行政と、市民の皆さんが一緒になって考えていく、そのようなことを、これからの人口減少、高齢社会に耐えていくには、積極的に進めていただければと思います。

委員 職員と色々な団体とが普段から連携が取れていると、協働事業になっていくかもしれないと思いました。市民側にもなかなか協働事業は浸透していないかもしれないので、普段からの繋がりがもう少しいるのかなと思います。

委員長 重要な論点を2ついただきました、このような研修もそうですし、職員の方からも市民の方からも様々な事業提案があろうかと思っています。そのため提案制度自体はされていますけど、色々な提案を具体化していくような手続き、環境や条件の確立などは今後の検討になろうかと思っています。

また、そのような協働・協働事業の必要性は、多くの市民の皆さんに知っていただかないといけませんし、そのようなチャンスの機会というのが、市民の皆さんに与えられているということをお伝えしていかなければなりません。知っていただくというのは大変難しいことではありますが、あの手この手を尽くして続けていく必要があります。

委員 B班の防災コミュニティセンター運営事業ですが、職員の配置をどのようにするかという文言があるのですが、阪神淡路大震災や東日本大震災などから年数が経っていますので、既に職員の方が災害にあったときは、山側災害、海側災害に対してどのように対応するかは出来上がっているべきことだと思っています。だから今職員の配置どうこうは遅いと思うのです。3割近くが市外の方だと思っています。その方たちは災害の起こった場所での対応になります。市外にお住まいの職員の方々は、災害発生の場所によってまず第一対応をしなければなりません。このコミュニティセンターにかけつけるのは、二の次であるということです。道路事情も考慮して、お住まいの場所によって、かけつけることができる体制ができていないのではないかなと思います。

また、コミュニティバスの件ですが、貝掛から西の人たちは、体育館を利用するときは、1回市役所に行って戻らないといけません。市役所に向かうバスを体育館周りにしていただきたいです。そのような高齢者向けのコミュニティバスの効率化をもう少し考えていただければと言いつつ数年経っていますが、まだここで、利便性の向上が書かれているので、なかなか難しいのだと思います。便を増やすとなると、自分たちの市で所有しているバスではなく商業バスなので、相手さんとの交渉次第ということもあるのですが、スマートウェルネスということをするすめたり、体育館の施設の利用をもっと高めたりするためには、人を運ばなければならないです。人を運ぶためには、どのようなルートにすれば良いのか、または、マイカーで来られる方の駐車場不足問題を解決するためにも、コミュニティバスをうまく使った方が駐車場を増やさずに済みます。ただ、議論の案だけではなく、本音と建て前の中で、進めていけるものを対象に挙げていただければと思います。

委員長 今回研修では、その場で考えていただいたこととなりますので、市の色々な施策との関連性が必ずしも高くはないと思いますが、ご指摘をいただきました新たに開館される防災コミュニティセンターの運営については、近々の課題で考えられたと思います。
もちろん本市防災計画や防災体制の仕組みと防災拠点との関わりと位置付けまたは、これから具体的にどのように運営するのかとこれから考えなくてはならないので、問題になろうかと思えます。

事務局 今回対象になった防災コミュニティセンター運営事業は、両先生にお越しいただいて、市職員が何か協働でできる事業はないものかということでききほど説明のあったワークショップで挙がってきた案です。ここで言う職員の配置というのは、全体の配置ではなくて、防災コミュニティセンターの中の配置ということで、危機管理の担当の職員が、職員さんと市民の皆さんとコラボレーションして、このコミュニティセンターを運営できないかなと夢を描きながらのワークショップでありました。全体の職員の配置につきましては、今度の3月26日にも防災コミュニティセンターを利用して朝からは職員による防災訓練を実施して、昼からは、講演会もあります。防災コミュニティセンターの職員の配置については、そのような意図であります。2点目の交通の面につきましては、定期的にコミュニティバスの発着についてなど、ご要望の多いところだと思えますが、担当課の方で、計画を立てて最大公約数的なところで理解をはかりながら、進めているところです。市内在住の市職員が、以前に比べてかなり人数が減っているというご指摘がありましたが、27年度に自治基本条例及び協働ということ各課の推進委員の代表の方に、学習していただいて、1年目2年目で阪南市に住んでいない方で、窓口業務をされている方は特に阪南市のことを知る機会がなかなかないですし、皆さんのような活動されている方とコミュニケーションの機会もあまりないとのことで、そこをなんとか担当課として、各課に職員を配置し、そこから突破口として、市民の皆さんに追い越し追い越せというようなところでは本当はだめなのですが、対等な立場で行政運営ができるような力を備えていただきたいという思いがでてきたので、補足させていただきました。

【平成28年度自治基本条例推進に係る取り組みについて】

委員長 今後のスケジュールについて、事務局から簡単にご説明をお願いします。

事務局 こちらで今考えているのが、28年度、29年度で、条文の見直しをする必要があるかというのを考えていかなければいけないなと思っています。以前、見直しをした際は、検証部会を設置してその中で、見直し等をはかっております。あとは、運用に関しても、検証部会の方で運用状況の確認をしていますので、28年度は見直しの準備に入るところで、条例の検証部会を立ち上げ、その中で進めていき、推進委員会の方で報告させていただくということをして28年度、29年度2年間かけて行っていかなければならないかなと思っていますので、28年度からは、順に条例の見直しに入っていきたいなと思っています。

委員長 おおよそ30年ごろを目途に、条例の見直しをしなければならないところがあれば、検討していくということで、次年度は、まずは検証からはじめたいと思っています。

(推進委員からの意見、質疑・応答)

委員 28年度の講座をされる川北秀人さんというのはどのような経歴をお持ちの方ですか。

委員長 IHOEという団体の代表として、市民活動とか地域の問題について、提言をされたり、市民活動に携わる方の教育や人材育成をこれまでされてこられた方です。指導者的な方です。

委員 委員長と同じ同志社大学の方ですか。

委員長 ご自分で研究所をひらかれております。

事務局 経歴としましては、京都大学を卒業されていて、株式会社のリクルートに入社されています。そこから退職されて委員長がおっしゃっていた団体を立ち上げられて、今活動されているという状況です。

委員	<p>自宅ポストに届いていたのですが、直近で言うと防災コミュニティセンターやこども館というのが、非常に市民の関心事になっていると思うのですが、ポストに入っていたチラシや議会の中で、自治基本条例に違反しているということが言われています。条例そのものが、どのような部分が違反しているのか、やはり市民感情として見ました場合は、17条、18条、19条のところは条例違反しているところを公言しています。17条、18条で謳う制度の整備をはかり、平成30年に見直しされる予定とのことですが、17条、18条が今日まで見直されたことはありますか。市民はこのあたりに関心があるのではと思います。願わくば、執行機関として、5年に1度見直しをおやりになるのであれば、具体的に取り上げていただけるのであれば、少なくとも私は、このようなチラシが決して間違っていないのではないかと思います、かなりグレーゾーンであろうかと思しますので、このような意見が出てこないような19条の見直しをぜひ進めていただきたいなと個人的な意見になりましたが、そのような思いで質問させていただいたところです。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>平成25年度の前回の見直しの際は、時代に則した見直しはその時は必要がなかったという提言がありました。今回17条についてご指摘があったのですが、17条の1項2項については、総合計画等の理念を示す基本構想のようなものは、市民参画手続きが必要であると規定しておりまして、3項につきましては、広く市民全般に提供されるものと規定されておるので、今回のこども館等の件でご指摘があったことについては、利用者が限定される事業計画ということで含まれないというように考えておりまして、ただ、利用者につきましては重要事項でございますので、利用者に対して十分な説明をしたというのが、17条の解釈であろうかと事務局としては認識しています。</p>
委員	<p>自治基本条例に違反しているのではという意見が出ていますが、条例にはちゃんと整合していますよというお答えがないといけないのかなと思います。それを適格に執行機関としてお答えになっているのかどうかと1つ心配なのと、個人的には第17条の2項の中に、4号で緊急に実施しなければならないときは市民参画をとばしてもいいんだよというように読み取れるようなところがありまして、今回の箱物の2つは、国からの多額の補助を得ないといけないので、緊急性があるんだと、だから市民参画をとばしてしたのだと読み取れないこともないように思います。4号にあるような緊急にしなければならないというところが、いつも拙速になっているように感じます。市民感情としては、条例には違法性はないよということが納得できるようなものに整理し直してほしいなというような気がしたのですが、私の勉強不足でしょうか。</p>
事務局	<p>議会等で自治基本条例のお答えというのは、今させていただいたような内容をきちんと説明しているというように認識はしています。</p>
委員	<p>質問の仕方が悪かったので、すれ違いがでているかもしれません。結論から申しあげて条例がこのような指摘にあたりませんし、条例違反でもありませんとおっしゃるのであれば、その点に関する見直しが必要がないのかなと思います。ぜひ、このような少数意見でもでてくるところを踏まえて、次回の平成30年の見直しをされるのであれば、この市民参画のところに関与するところは検討の遡上にあげていただいて、なんらかの市民説明が明快にできるようにしてほしいという意見です。</p>
委員長	<p>各委員からも、本市で非常に大きな問題になっているとのことですので、ご意見ございましたらどうぞ。また、28年度自治基本条例の推進について本来の議題でも結構です。</p>
委員	<p>難しい問題なのですが、1枚の紙で、情報が理解できるものが載せていけるかどうか、今回のこども館の話は、もっと総合的な色々な流れを把握してはじめて、議論して理解できる部分があるので、市の方は説明会という形で、各担当を置いて、どのような質問がきてもいけるように対応していたと思います。チラシは、一部のものを取り上げた形になりやすいので、市民の皆さんに全体の流れを誤解を招く部分が非常に大きかったと思います。非常に時間をかけて丁寧に説明しなければいけなかったのかなとも思います。ただ、1～10を説明するのは、今回は難しい問題で、一部の問題がすごく一人歩きして誤解を招いているように思います。はやいタイミングで、市民の皆さんに伝えていく必要もあります。</p>

委員長	<p>説明責任と一般に言われているものは、どこまでやり切れるか、またどこまでご理解いただける説明ができるかというのは、非常に大きな課題ではありますが、そのような説明をするというのは必要なこととしてやらなければならないということです。そのようなところも含めて今後の市政運営の中で、どのような説明の仕方、または、市民参加の保障の仕方をどのように考えていくのか、委員からは、条例改正の必要性があるかどうかということも考えてはどうかという意見をいただいたかと思います。この辺りは、次年度以降検証に入らなければならないので、今回私ども、自治基本条例の考え方やあり方を検討しなければならない重要な課題として、運用の在り方などとあわせて、委員からはもっと全体像をとらえて、議論せよということも含めて検討ができればと思います。</p>
委員長	<p>本日の推進委員会は終了します。</p>